論点②　住宅型有料老人ホームから特定施設入居者生活介護への移行促進

論点②

■　「介護保険制度の見直しに関する意見」において、有料老人ホームについて、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、特定施設への移行を促すことが必要である旨、指摘されている。

■　こうした議論を踏まえ、社会福祉法等の一部改正により、市町村が策定する介護保険事業計画において、サービス見込み量を定めるに当たっては、有料老人ホーム等の入居定員総数を勘案することとされ、また、第10期介護保険計画の基本指針（案）においても、有料老人ホーム等の設置状況や入居定員総数、要介護者等の入居状況を必要に応じて勘案することとしており、総量規制の適切な設定に向けた一定の措置を講じたところ。今後、自治体が有料老人ホーム等の設置状況や入居定員総数、要介護者等の入居状況を簡便に把握できる体制を確保した上で、必要に応じて移行を促すこととしている。

■　特定施設への移行のメリットとして、事業者にとっては、安定的な経営の確保やサービスの質の向上に資する取組が報酬上評価されるようになることが考えられる。現状でも、例えば看取りなど、特定施設では加算の対象となる、サービスの質の向上に資する取組を実施している住宅型ホームも一定数存在している。

■　また、「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ」では、人員などの体制確保が困難で、一般型特定施設への指定申請が難しい場合、外部サービス利用型特定施設に指定申請を行うことも考えられると、外部サービス利用型の活用についても提言されているが、活用が進まない要因として、算定できる加算が一般型と比較して限られていること等が指摘されている。

■　上記の点を踏まえ、特定施設入居者生活介護への移行促進に向けて、どのような対応が考えられるか。

対応案

■　住宅型有料老人ホームから特定施設に移行した事例や移行を検討している事業者の関心事項等について詳細に調査した上で、好事例の横展開も含め、事業者及び自治体に周知することとしてはどうか。

■　特定施設への移行促進の一つの方策として外部サービス利用型の活用を図る観点から、一般型と比較して取得できない加算の取扱い等を検討していくため、外部サービス利用型におけるサービスの質の向上に資する取組について把握することとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「特定施設入居者生活介護」 p. 20 より抜粋

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護に関連する各種意見

介護保険制度の見直しに関する意見（令和７年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

【特定介護サービスの枠組みの拡張】

○　**新たな類型の特例介護サービスについては、**現行の基準該当サービス・離島等相当サービスの対象となっている居宅サービス等　（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援等）に加え、**施設サービスや居宅サービスのうち特定施設入居者生活介護も対象とすることが適当**である。また、市町村が指定権者となり実施している地域密着型サービスにおける同様のサービスについても、同様の対応を実施できるようにすることが適当である。

【特定施設入居者生活介護】

○　介護保険事業計画においては、ニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要である。そのため、**入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが必要**である。

○　また、第10期介護保険事業（支援）計画や老人福祉計画の策定に向けて、都道府県との連携により、高齢者住まいごとの基本情報　（例えば定員数や実際の入居者数、特定施設の指定の有無等の情報の一覧）、入居者の要介護度別の人数や割合等の集計情報、高齢者住まいのマッピング等を、保険者たる市町村自身が把握・整理していく仕組みが必要である。このため、**有料老人ホームにおける入居定員総数や要介護者の入居状況について、介護保険事業（支援）計画の記載事項を整理することが必要**である。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「特定施設入居者生活介護」 p.14 より抜粋

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない理由

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない理由について、「「施設」ではなく「住まい」として運営したい」を挙げた施設は、有料老人ホーム34.6%、サービス付き高齢者向け住宅49.4%と最も多く、「保険者（自治体）による総量規制のため」を挙げた施設は、有料老人ホーム10.6%、サービス付き高齢者向け住宅10.5%であった。

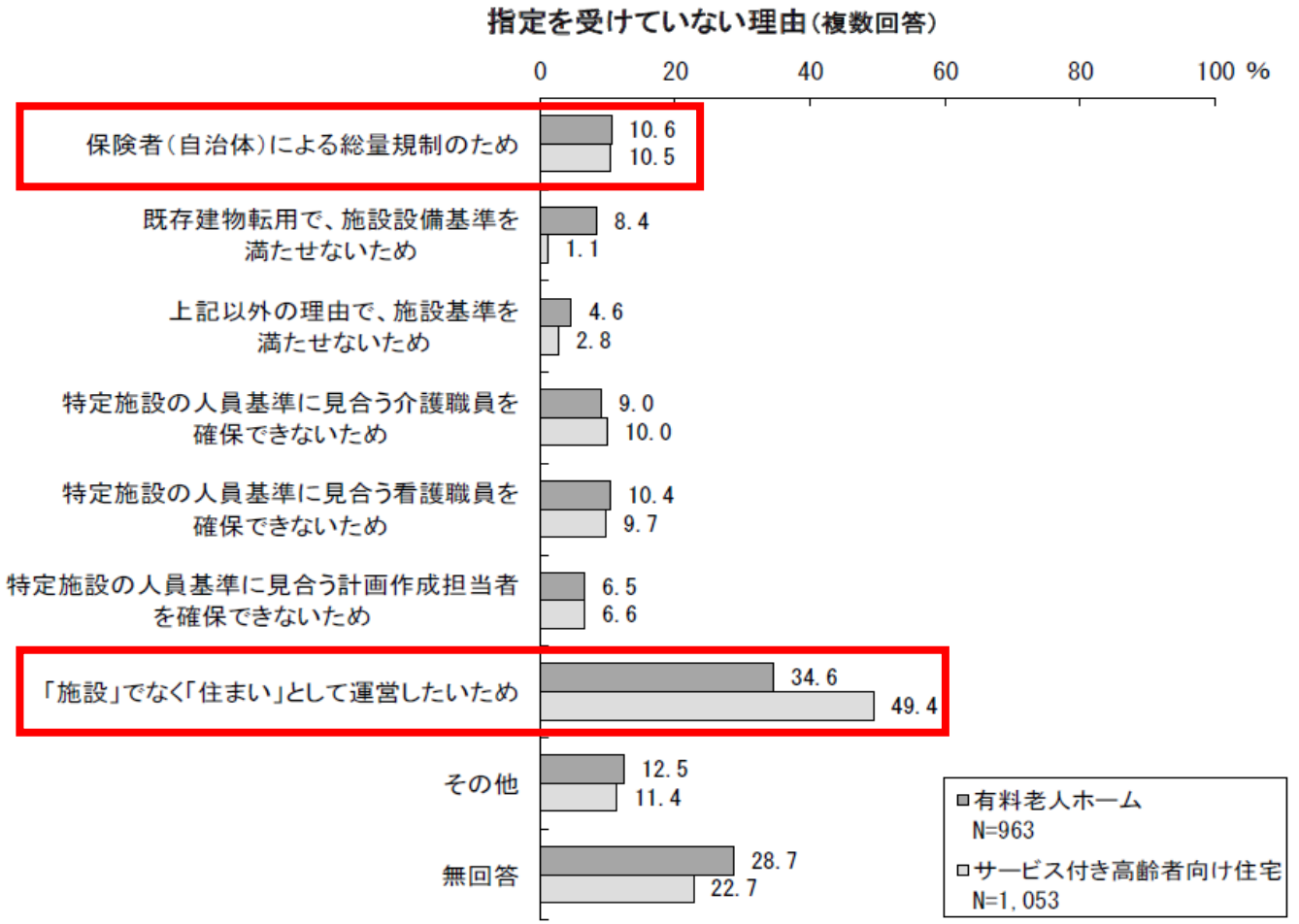

出典：令和6年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する調査研究事業」

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「特定施設入居者生活介護」 p.15 より抜粋

特定施設入居者生活介護への移行のメリットと考えられる点

○　「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」においては、特定施設入居者生活介護は住宅型有料老人ホームに比べて包括報酬によって経営が安定しやすい面がある一方、出来高報酬ではなくなることで、収益が減る可能性もあるとの指摘があった。経営の安定に資する点については、養護老人ホームや軽費老人ホームについても同様と考えられる。
○　また、中重度以上の要介護者の入居者も多くなっている住宅型有料老人ホームについて、５割以上のホームが看取り介護を実施している。これらの住宅型ホームにとっては、包括報酬である特定施設に移行した場合、例えば看取り介護加算で評価される場合もあると考えられる。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和７年11月５日）（抄）

（２）特定施設入居者生活介護について
○　また、有料老人ホームの運営事業者の観点からは、「住宅型」有料老人ホームに比べて包括報酬によって経営が安定しやすい面があり、入居者に対して包括的なケアが提供でき、これにより職員のモチベーションが向上する可能性もある一方、出来高報酬の「外付け」サービスから特定施設に移行することによって収益が減る可能性もあるとの指摘がある。また、人手不足の中で特定施設の人員配置基準を満たすことが難しい、建物の設備・構造を含めた計画が、特定施設を前提としたものになっていないと難しい、との指摘もある。

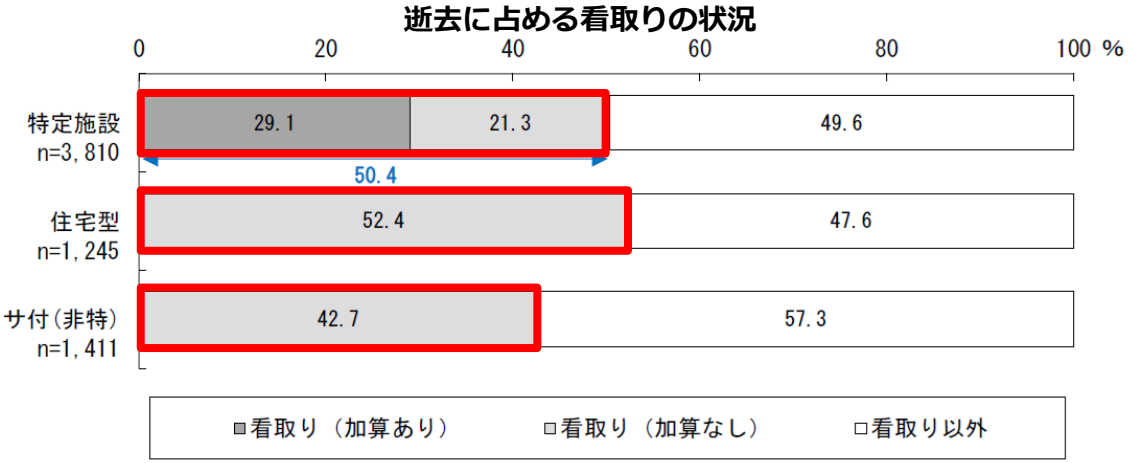

注）加算なし看取り＝問 17(2)うち看取り－問 17(3)うち看取り加算算定、看取り以外＝問 17(1)逝去した人数－(2)うち看取り により算出。看取り介護加算は介護報酬上の加算のため、特定施設のみが算定可能

（出典）令和７年度老人保健健康増進等事業　「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」
（注）赤枠は、看取り介護加算の算定有無によらず、実態として看取った施設の割合。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「特定施設入居者生活介護」 p.18 より抜粋